

フロン排出抑制法

行程管理票

推奨版



※この行程管理票は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合に使用します。

A票 (記入者) 機器の所有者 (以下、管理者) : 回収依頼書 (写) 兼 委託確認書

・第一種特定製品の廃棄等を行う場合 (当該処理等を取次者に委託する場合を含む) に使用します
管理者はこの書面を3年間保存します。

C票 (記入者) 取次者 : 委託確認書 兼 委託確認書 (写)

・取次者が、フロン類の引き渡しを充填回収業者に依頼する場合に、委託確認書として使用します。
取次者はこの書面を3年間保存します。

E票 (記入者) 充填回収業者 : 委託確認書 兼 引取証明書

・フロン類の回収を依頼された充填回収業者が、フロン類の回収後に引取証明書として使用します。
充填回収業者はこの書面を管理者及び最終の取次者に交付します。管理者及び最終の取次者は、この書面を3年間保存します。

F票 (記入者) 充填回収業者 : 引取証明書 (写)

・充填回収業者は、この書面を3年間保存します。また、再生・破壊処理に引き渡す場合は、別票 (フロン類再生・破壊依頼票) を使用し、再生証明書・破壊証明書の交付を受けてください。

※ B票、D票は使用しないため入っていません。

【行程管理票の流れ】

